

組織機構の見直し

八尾市

組織機構見直しの背景

分権型社会を迎え、地方自治体が自らの責任で地域社会の実情に応じた独自の施策を展開することが必要となってきた。

また、多様化する市民ニーズに対応した施策の展開を図っていくためには、職員一人ひとりが公務能率を向上させていくとともに、その効果をさらに高めていくため、組織全体として能率の向上に取り組む必要がある。

このような状況の中、本市においては、市民ニーズに対応した行政サービスを簡素で効率的な組織機構により提供できるよう、組織機構の見直しを適宜実施してきたところである。

しかし、現状では本市の組織機構について、以下のような問題点が指摘されている。

市民にとって分かりにくい。

市民の意見がスムーズに吸い上げられ、施策に反映されにくい。

市民の活動をサポートし、市民ニーズを迅速に施策に反映できていない。

市民よりも内部を中心とした組織となっている。

効率的な組織運営、施設運営がされていない。

責任や権限の所在が不明瞭になっている。

組織が肥大化及び硬直化している。

類似の事業を複数の組織で実施している。

このような問題点を踏まえ、市民ニーズに柔軟な対応ができ、簡素で効率的な行政運営を可能としていくために求められる組織機能としては、以下の諸点が考えられる。

市民ニーズに迅速に対応する即応能力及び柔軟性

行政サービスの向上と行政運営の簡素、効率性

市民と情報を共有し、自治体としての公正・透明な意思決定及び総合的な施策推進機能

組織機構の見直しの方向性

組織機構を見直していく時の方向性を以下に示す。

(1) 情報の共有化及び総合的な対応が図れる組織機構。

現行の縦割り型の行政システムでは、事業ごとに担当組織間のセクショナリズムが生まれ、行政サービスの低下を招く恐れがある。

情報技術(I T)の活用等により、市民と情報の共有化を進めるとともに組織内でも情報の共有化を図り、縦割り行政の弊害を排除し、計画的且つ総合的な政策判断を実施する必要がある。

(2) 行政サービスの向上が図れる組織機構。

細分化・専門化された組織機構では、市民ニーズを施策へ反映しようとするると複雑な意思決定の過程を経る必要があり、迅速な対応を困難にしてしまう。

意思決定を迅速化させ、市民にとって分かりやすく、利便性の高い組織機構を整備する必要がある。

(3) 簡素・効率性の向上が図れる組織機構。

直面する課題の解決や業務の執行を優先しすぎて、一度構築された組織が硬直化し、弾力性を失っていることがある。

簡素で効率的な業務執行を追求するため、情報技術(I T)を活用して水平型の組織体制を整備するとともに現行の組織機構を再構築する必要がある。

さらに、市が設置している公の施設については、設置目的に沿った利用形態が保たれているか、または施設運営の効率性が保たれているかなどを検証し、施設廃止・統合、施設規模及び機能の拡大・縮小、施設の複合化、管理運営手法の変更などを視野に入れた点検を行う必要がある。

組織機構の見直しの基本方針

行政改革を進めるうえで必要と考えられる組織機構の見直しについて、以下の点を基本方針とする。

(1) 組織機構見直しのスケジュール

平成13年度を初年度として、新総合計画の実現に向けて組織機構の再編に取り組んでいく。

併せて、平成13年度中に組織機構と関連する仕組みやルールについても検討を行い、必要に応じて所要の措置を講ずる。

(2) 行政サービスに着目した組織編成

行政サービスの種類に着目した、市民に分かりやすく且つ利用しやすい組織機構とする。そのために、政策課題や政策目的の類似性などに着目して部局の再編成を行う。

(3) 組織の機能を最大限発揮できる組織編成

意思決定システムの明確化と強化

複雑且つ多様化する市民ニーズに対応していくため、迅速且つ的確な意思決定を可能にする仕組みを構築する。

また、「意思決定を補完する機能」や「意思決定内容を組織内に伝達する機能」の再構築及びその明確化を行う。

企画調整機能及び行政改革推進体制の強化

効率的で柔軟性を持った総合的な行政運営を行うため、長期的展望にたつて戦略的に各施策をコントロールする機能を強化する。

また、並行して行政改革を推進するため、組織の再編・整備を行う。

部総務課制と担当制の強化及び円滑な運用

庁内での分権を進め、各担当部局の自主性と自立性をより一層高めていくため、部総務課制の機能強化と円滑な制度運用を図る。

また、組織の効率的な運営と業務の効率化を推進するため、担当制の再構築を行う。

市民やNPOなどとの連携・協力の強化

市民やNPOなどの活動を支援するとともにこれらとの連携・協力を推進していくため、組織機構の強化を行う。

また、市民やNPOなどと役割分担を行い、協働してまちづくりを進めるためには、情報の共有が不可欠であるため、情報の発信機能と受信機能といった情報の双方向性を確保する機能を考慮した組織の再構築を行う。

(4) 組織機構及び施設の点検

組織機構の点検

行政の組織機構は、さまざまな制約の中で柔軟性を欠き硬直化しやすい側面をもつため、定期的に点検を行う必要があり、点検を行うために、組織機構の点検基準を策定する。その基準に基づき点検を行い、点検結果に応じて見直しを行う。

施設の点検

一旦設置された施設については、見直しが困難となるため、施設の点検を定期的に行う必要があり、点検を行うために、施設の点検基準を策定する。その基準に基づき点検を行い、点検結果に応じて見直しを行う。

サービスに着目した組織への再編成

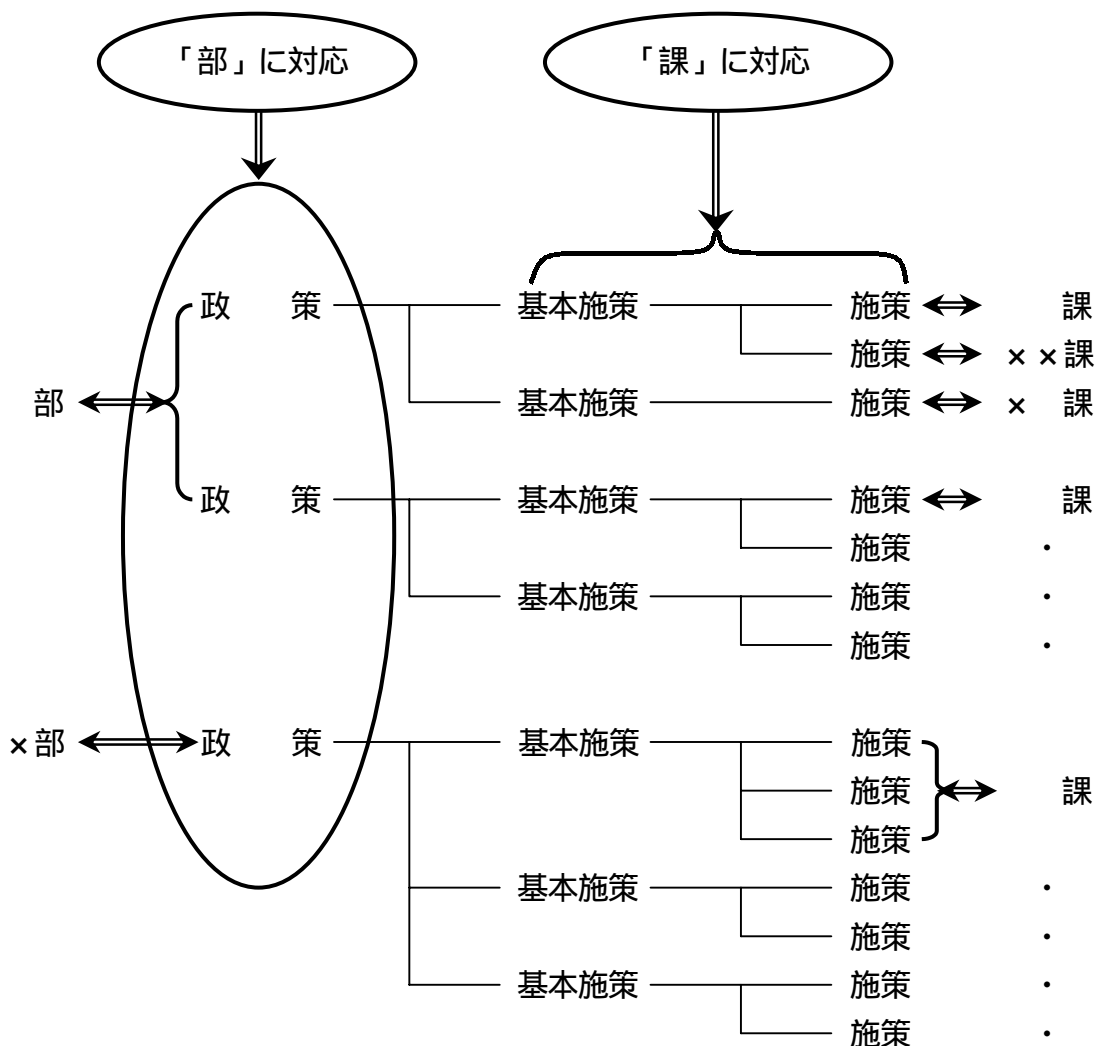
組織編成にあたっては、市民にとって分かりやすい組織体制としていくため、市民へ提供している行政サービスの種類に着目して考えるものとする。

行政サービスの提供という観点で組織機構をとらえると、各行政サービスがサービス提供の基本計画である総合計画に基づいて行われていることから、総合計画に基づき組織編成を考えることとなる。

つまり、組織機構の「部」を総合計画における政策体系の各政策に対応させ、組織機構の「課」を同じく各施策に対応させた組織体制を編成することとなる。この組織体制であれば、政策と部が対応し、施策と課が対応するため、どの組織がどのような政策や施策を担当し、さらにどのようなサービスを提供しているかが分かりやすく、市民にとって利便性の高いものとなり、市民との協働も進めやすくなる。

また、総合計画の政策体系に沿った組織機構に再編を図ることで、行政としても総合的且つ統一的な施策推進が可能になる。

行政サービスに着目した組織機構のイメージ



組織の機能を最大限発揮できる組織編成

(1) 意思決定システムの明確化と強化

市の政策課題に関する意思決定及び連絡調整は、庁議、部長会、総務課長会議などの機関において行われているが、市民やNPOなどと連携・協力してまちづくりを進めていくには行政情報の提供が不可欠で、特に政策に関する意思決定過程の情報公開が重要となる。

また、行政には意思決定過程の透明性の確保や意思決定から実施に至るプロセスに対して説明責任と応答責任が求められている。

意思決定システムの強化を図り、意思決定内容の説明・伝達機能の強化を図るため、以下の点について検討を加えることとする。

意思決定プロセスの効率化と明確なルール化を図る

庁議での議論を補完する政策会議の設置

留意点1 実質的な議論が行われるよう構成員は、可能な範囲で限定する。ただし、事案に関係する部門の長は、必ずメンバーとして加える。

留意点2 議論に必要な資料や課題整理を行う支援組織として、政策調整会議を別途設置する。

留意点3 政策会議と部長会との役割分担については、政策会議が庁議での議論を補完する役割を担い、部長会が庁議での意思決定内容を各部長共通の認識とするとともに、決定内容を伝達する役割を担うものとする。

意思決定内容の説明・伝達機能について新たなシステムを構築

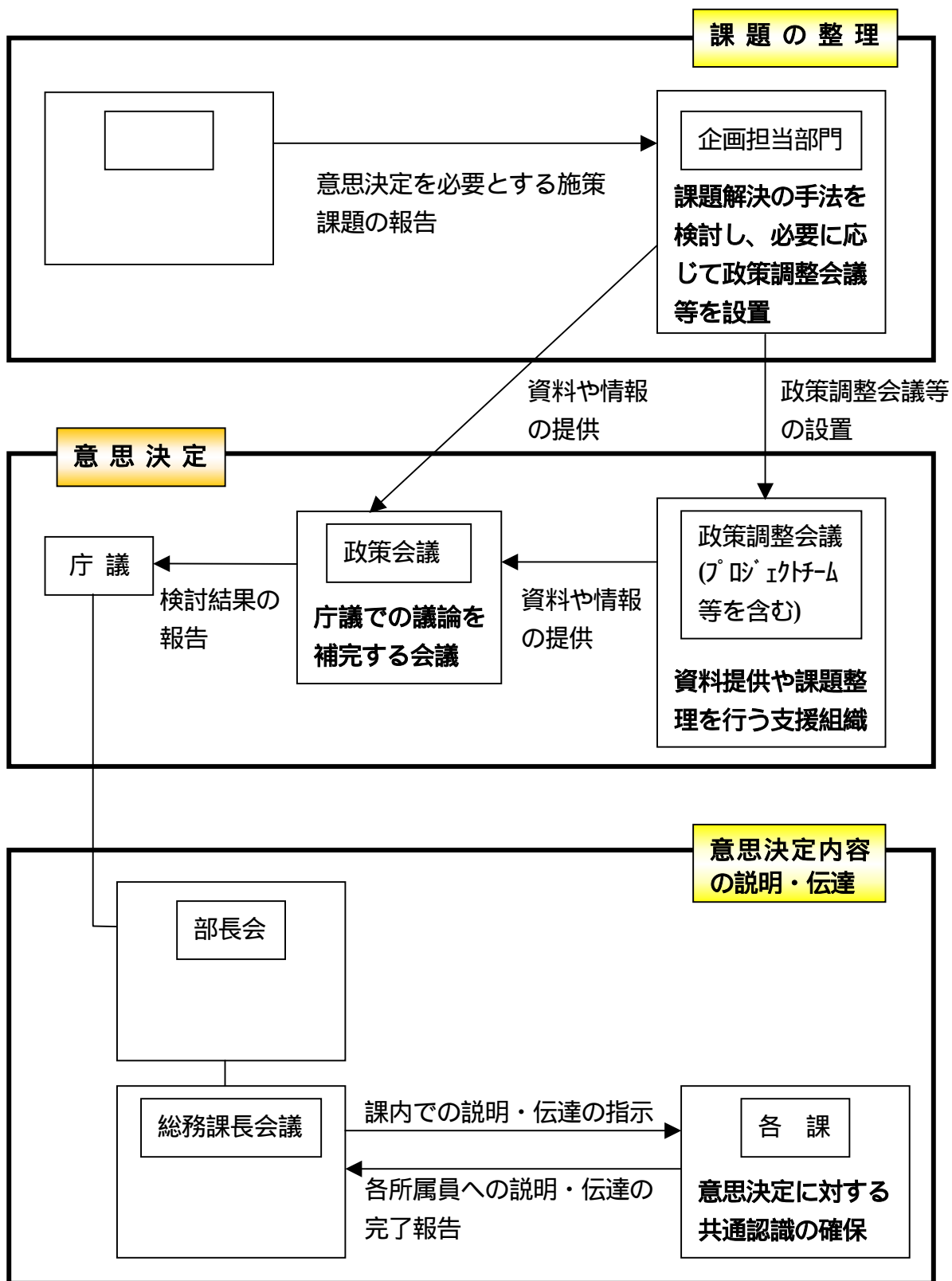
留意点1 意思決定の内容が説明・伝達される時は、組織内の全ての部門の長がそろった場で行う。また、各担当課において市長の決裁(意思決定)を受けた個別の政策課題も全庁的な共通認識が必要であるので同様の取扱いとする。

留意点2 市長の判断が、組織内へ浸透するよう、既存の縦割り型の行政組織を有効に活用し、意思決定内容の説明・伝達の責任を明確化する。

留意点3 組織内での意思決定内容の説明・伝達状況について意思決定の内容が全職員に説明され伝達されたことを確認するため説明・伝達の完了報告を行う。

留意点4 個別の施策課題に関する調整は、政策調整会議において行うものとし、組織全体に関わる調整は、政策調整会議の組織構成を拡大して行う。

<意思決定システムのイメージ>



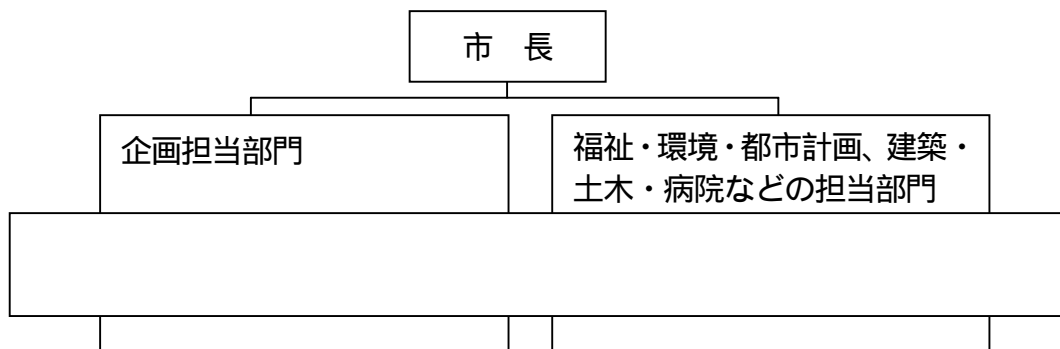
(2) 企画調整機能及び行政改革推進体制の強化

マトリックス組織を活用した企画調整機能の強化

セクショナリズムに陥りやすい縦割り型の行政組織において、企画担当部門と各事業実施部門の両部門に熟知した職員が、総合的な政策推進や調整を行うものとして、マトリックス組織の導入について検討を加えることとする。

具体的には、一人の職員が組織上は企画担当部門に籍を置き、総合的な政策立案及び調整に関する業務を担当しながら、各部門毎の職場にも籍を置き、各部門の具体的な政策について総合的に検討する体制の導入について検討を行う。

<マトリックス組織のイメージ>



プロジェクトチームを活用した企画調整機能の強化

緊急性を要する課題に関して調整機能を果たす必要がある場合などは、課題となる政策について、その必要性や方向性などについて期限を定めて検討することが重要となるため、プロジェクトチーム方式を積極的に活用することとする。また、プロジェクトチームの運用に関する庁内のルール化について速やかに検討を行うものとする。

トップマネジメント支援機能の整備及び行政改革推進体制の強化

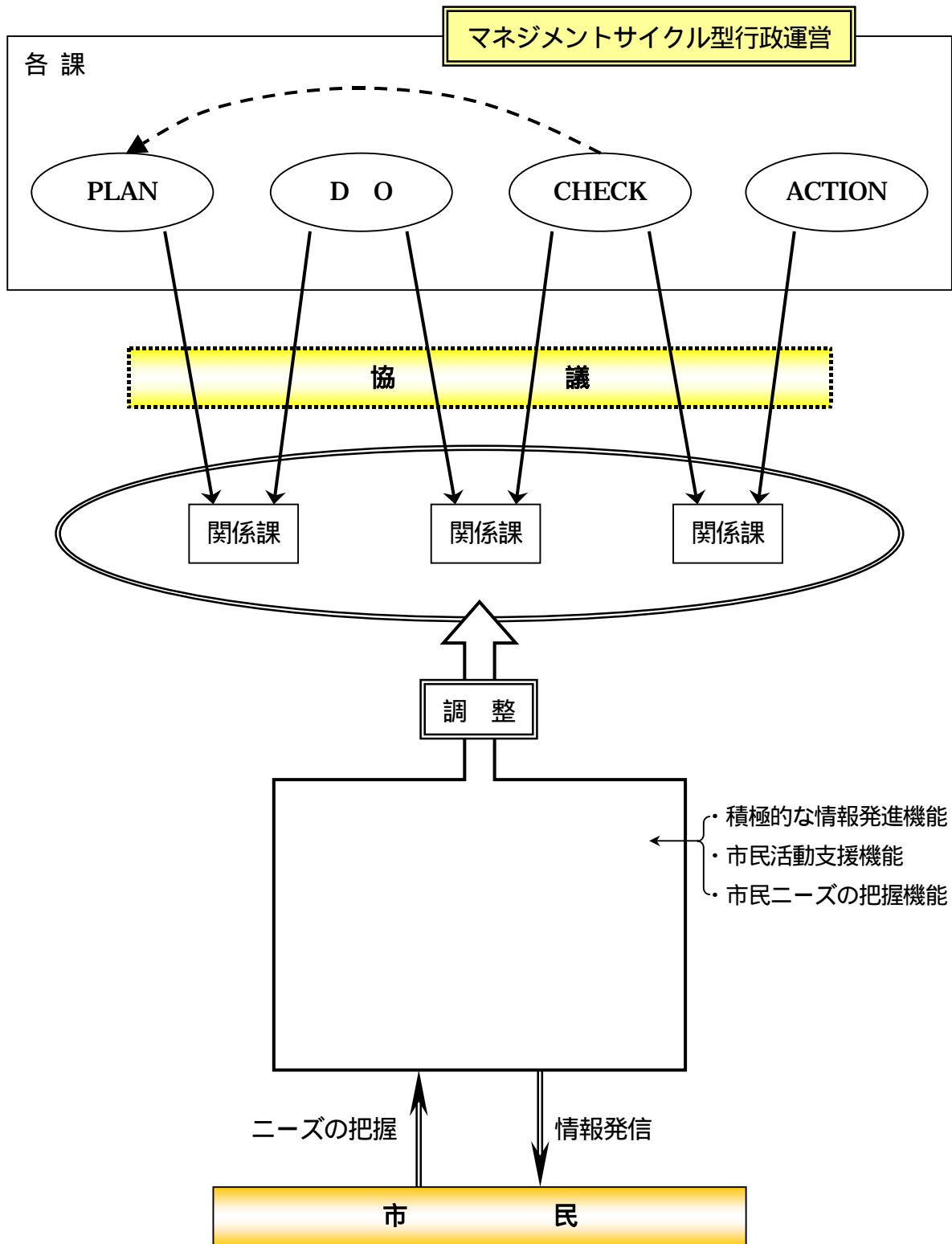
総合的なトップマネジメント支援機能と政策推進機能を併せ持つ組織の整備を図り、計画的な行政運営を目指すものとする。

そのために、各部門の情報や調整機能が集約されている企画担当部門にトップマネジメントの支援機能を持たせ、政策課題へ迅速に対応するとともに、市長の判断を補佐し、その判断に基づき様々な調整をスムーズに行う。

併せて、企画担当部門を再編・強化することにより、企画担当部門がこれまでに持っていた企画立案機能や総合計画の進行管理機能、行政管理機能などの機能強化を図るとともに、マネジメントサイクル型行政運営を定着させる。

また、トップマネジメントの支援組織には、以下のような機能を併せ持つことについても検討を行う。

- a 積極的な情報発信機能
- b 市民活動支援機能
- c 市民ニーズの把握機能



具体的な企画担当部門の強化については、さまざまな内容や手法が考えられるため、以下の諸点を考慮して検討を進める。

現行の企画担当部門の再編

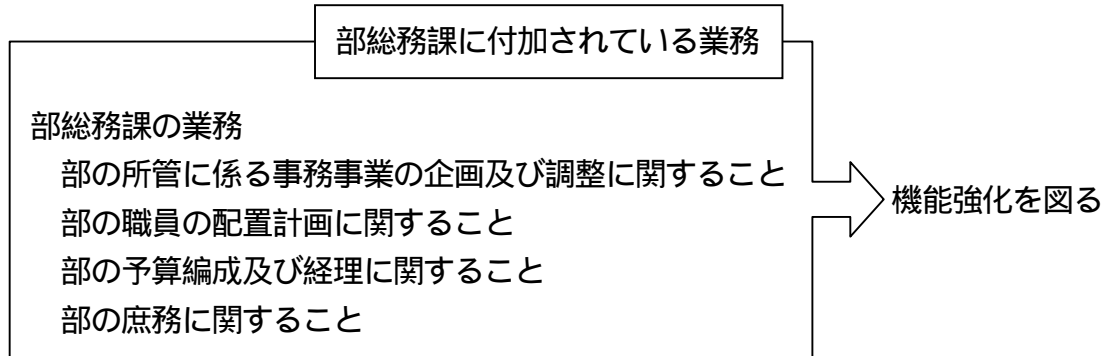
各部局から独立した新たな組織構築

企画担当部門以外の総務部門や財政部門も含め管理部門を統合した再編

(3) 部総務課制と担当制の強化及び円滑な運用

庁内分権の中で求められている各部局の政策立案機能の向上を図るため、部総務課制の機能強化とその円滑な運用を推進する。

そのために、再度部総務課の位置付けについて明確化を図るとともに、部総務課の事務分掌、権限や人的配置を視野に入れた検討を行う。



また、人員の機動的配置を行うことにより、機能的な組織運営を可能にしていくため、現在導入されている担当制の効果を検証し、新たな制度構築の可能性についての検討を行う。

(4) 市民やNPOなどとの連携・協力の強化

縦割り型の組織では、市民が自分たちの地域をどうすべきか議論し、まちづくりについて検討する場合、支援・相談業務が分散化・複雑化して適切な対応が難しくなる。

市民と行政が共に地域のことを考え、議論する手法として、職員が各コミュニティ単位の担当となり、各地域の特性を生かした地域づくりを支援する地域担当制について検討を行うこととする。

組織機構及び施設の点検

(1) 組織機構の点検

組織機構の点検の基本的な考え方

1. 行政サービスの向上
 - a 複数の組織にまたがる権限や機能を統合する他、行政手続きや相談業務の一元化を図ることにより、市民の利便性の向上が図れる場合は、権限と組織の肥大化に留意し、見直しを図る。
 - b 組織の名称や設置場所などを見直すことで、市民の利便性の向上が図れる場合は、見直しを図る。
 - c 市民ニーズの把握や情報提供に積極的でない場合は、見直しを図る。
2. 迅速性・柔軟性
 - a 各業務に対する権限と責任が可能な範囲で担当者に委譲されていない場合は、見直しを図る。
 - b 社会経済情勢の変化に対応できていない場合は、見直しを図る。
3. 簡素・効率性
 - a 市民ニーズの多様化や行政機能の高度化などの理由により過去に分離・統合した組織が、設置当初の目的どおりに機能していない場合は、見直しを図る。
 - b 単独の組織としての利点を活かしてきいていない場合は、見直しを図る。
 - c 類似した目的をもった業務を複数の組織で行っている場合は、見直しを図る。
4. 新たな政策課題への対応
 - a 総合計画などに基づく政策目的に沿った組織編成がされていない場合は、見直しを図る。
 - b 現行の組織体制では、特定の政策課題について適切に対応できない場合は、見直しを図る。
5. 内部管理機能の充実
 - a 所属長の指示が組織内に浸透しない場合は、見直しを図る。
 - b 担当者の意見や考え方が組織としてくみ上げられず、意見調整や意思疎通に欠けている場合は、見直しを図る。
 - c 業務に必要な知識や技能を習得する機会が設けられていない場合は、見直しを図る。
 - d 組織として協力援助体制がしっかり機能せず、業務目的や情報が共有化できていない場合は、見直しを図る。
 - e 組織として常に総合計画のどの部分の業務を執行しているかを認識していない場合は、見直しを図る。
 - f 公務能率の向上や組織の業務の必要性について、常に問題意識を持って検討するQCサークル的活動が行われていない場合は、見直しを図る。

上記の「基本的な考え方」をもとに定めた組織機構の点検基準により、組織機構の点検を行うものとする。(P. 15「組織機構の点検シート」の「2 点検項目」参照)

組織機構の点検の手順

- 1．企画調整部において、「組織機構の点検シート」の様式の作成・変更を行う。
- 2．毎年度の組織機構のヒアリングに合わせて、各課において「組織機構の点検シート」により各組織機構を点検する。見直しの必要性があると判断した場合には、改善内容・方法を検討する。
- 3．企画調整部において、各組織機構の見直しの必要性を総合的に判断する。
- 4．人事異動との整合性を図るため、人事課と協議する。
- 5．組織機構改革を行う。
- 6．各組織機構の点検結果と組織機構改革の内容を市民に公表する。

(2) 施設の点検

施設の点検の基本的な考え方

1. 公益性

受益者が特定できず、民間では供給されないサービス、或いは民間に任せていれば市民が必要とする最低限の水準（量的・質的）に満たないようなサービスであるかどうか。「行政関与の必要性と基準」の基準を用いて判断する。

2. 需要性（活動内容）

施設の利用率・稼働率は、利用対象者数等の近年の動向及び今後の予測において確保できるかどうか。（期間はおおむね総合計画の周期にあわせ10年間とする。）

3. 経済性、効率性

公の施設として行政自らが設置し、管理運営する場合、施設利用者（受益者）一人当たりにかかる施設の管理運営経費（人件費等を含む）が各施設の特異性を考慮した上で適切であるか、また、同等の機能を有する他の施設（公設・民間）と比較してどうか。

4. 効果性

設置目的に見合った効果がどの程度達成されているかどうか。直接の効果が測れない施設については、施設利用者数の増減や施設で行われる事業への参加者数・時間数の増減など施設に応じた指標で代替して判断する。

5. 受益と負担の公正性

施設の管理運営にあたり、「受益と負担の公正性確保」の基準を参考に受益者の負担が適切であるかどうか。管理運営費の総額から負担割合を求めるか、または同等機能を有する他の施設の負担との比較により判断する。

6. 公平性

区域内の施設利用対象者数及び区域面積などの相対的な比較はどうか。

7. 代替性

類似のサービスを提供する民間施設があるかどうか。または公的施設を統合・複合化することで代替が可能かどうか。

8. 計画との整合性

総合計画及び実施計画に位置づけされた施策に基づく施設設置がなされているか、または総合計画に基づき各部門計画で具体的な施設設置の位置づけが行われているかどうか。

9. 適法性

地方自治法その他関係法令に行政関与の義務づけがあるかどうか。または条例等に設置・管理委託の根拠を持ち、行政関与の義務づけがあるかどうかで判断する。また、施設の見直しを図る場合については、法的な課題の有無についても点検を行う。

10. 財源度（施設を新設する場合）

国・府等に依存する財源（補助金・起債等）の確保に係る制度が利用できるかどうか。

上記の「基本的な考え方」をもとに定めた施設の点検基準により、施設の点検を行うものとする。(P. 20「施設の点検シート」の「2 点検項目」参照)

総合判断と見直し手法

1. 既存の施設について

各施設について各基準に照らし点検を行った結果、下記の「基準と見直し手法の関係表」をもとに、総合判断を行い、見直しの必要があれば、見直し手法の検討を行う。

表中の「管理運営手法の変更」については、施策の執行部門を行政から分離し、独立組織として運用するエージェンシー制の導入などについて、現行の各種制度にそった運用が可能かどうか留意し、検討を行う。また、「機能変更」する場合は、既存施設の多目的活用及び複合化などにより、施設運営の効率化を図るものとする。

[基準と見直し手法の関係表]

見直し手法 基準	廃止	民営化	統合・整理	管理運営 手法の変更	機能変更
公益性	低い	高い	高い	高い	高い
必要性	低い	高い	低い	高い	低い
経済性・効率性	低い	低い	低い	低い	低い
効果性	低い	低い	低い	低い	低い
受益と負担の公正性				低い	
公平性			低い		低い
代替性		高い	高い	低い	
計画との整合性	低い			高い	
適法性		高い	高い	高い	高い

2. 新規の施設について

施設の新設を検討する場合は、既存施設の点検基準に、さらに財源度を加え、下記の「基準と新設の条件の関係」をもとに検討する。

[基準と新設の条件の関係]

基準	新設の条件	基準	新設の条件
公益性	高い	公平性	高い
必要性	高い	代替性	低い
経済性・効率性	高い	計画との整合性	高い
効果性	高い	適法性	高い
受益と負担の公正性	高い	財限度	高い

なお、基準に照らし新たな施設を設置する必要性が認められる場合であっても、設置手法などについて、行政が直接設置するべきかどうか、十分な検証を加え、

特に、民間の技術や資金、経営ノウハウを活用し、民間の事業者と契約により、公共施設を整備・運営するPFIの手法が導入可能かどうかなど経済性、効率性の観点で検討するものとする。

施設の点検の手順

- 1．企画調整部において、「施設の点検シート」の様式の作成・変更を行う。
- 2．毎年度の組織機構のヒアリングに合わせて、担当各課において「施設の点検シート」により各施設を点検する。見直しの必要性があると判断すれば、改善内容・方法を検討する。
- 3．企画調整部において、各施設の見直しの必要性を総合的に判断する。
- 4．各施設の点検結果と各施設の見直し内容を市民に公表する。

平成 年度 組織機構の点検シート

所属名		所属長名	
-----	--	------	--

1 組織の現況

事務分掌規則				
担当 施策名	施策名		施策名	
職員数	次長級 一般職	名、課長級 名、その他	名、課長補佐級 名	名、係長級 名、
組織構成 (担当職員数も 記入)				
事務執行に必要な 知識・システム	(知識・能力)			
	(システム・OA機器)			

2 点検項目

項目	No	判断基準	個別判断
行政サービスの向上		組織の名称や業務内容が市民に分かりやすいか。	
		市民ニーズの把握や情報公開に積極的に取り組んでいるか。	
迅速性・柔軟性		各業務に対する権限と責任が明確化され、その権限が担当者へ委譲されているか。	
簡素・効率性		組織の肥大化を招いていないか。	
		単独の組織として存在する利点が活かされているか。	
		他の組織で類似の目的を持った業務を行っているか。または、役割分担を明確にし連携が図れているか。	
政策課題への対応		総合計画に基づき、政策課題を明確にし、長期的な視点で施策目標の実現に向けた業務執行がされているか。	
内部管理機能の充実		市としての意思決定内容や部門の長の指示が、組織内に浸透しているか。	
		組織内の意思決定・意見調整・意思伝達・報告などスムーズに行われているか。	
		職務に関する専門的な知識や技術が組織として十分に蓄積され、活用されているか。	
		組織として、業務執行の協力体制が整っているか。	
		公務能率の向上を図るため、常に事業手法の改善や事業内容の精査等が行われているか。	
		組織内で情報の共有化が図られているか。	
他部門・他団体との調整		他部門との情報交換・連絡・調整などが十分に行われているか。	
		外郭団体や他の行政機関の業務内容と整合性が図られているか。	

No	判断結果の理由	取り組んできた内容 又は 今後、取り組むべき内容

3 総合判断

見直しの必要性	(あり・なし)	
[判断理由]		
望ましい組織構成		
具体的な見直しの方法		
見直し目標		
a 目標とする事項	b 達成された状態(どのような状態を目指すのか具体的に記入する。)	c 左記の評価()
•		(達成・不十分・未実施)
•		(達成・不十分・未実施)
•		(達成・不十分・未実施)
•		(達成・不十分・未実施)

「c 左記の評価」については、次年度に評価をし、記載していただきます。

[企画調整部記載欄]

2 点 検 項 目

項目	判断基準		個別判断	判断結果・判断理由	
1 公益 性 (行政関与の必要性の基準)	供給に際し、相手を制限するものでない			高い(ある) 低い(ない) [判断理由]	
	市民が同時にサービスを受けとることができる				
	市民にとって必要なものである				
	自助・共助では対応不可能である				
	受益者から費用回収ができないもの				
	他に供給主体がないもの(民間と競合しないもの)				
	行政に十分なノウハウがあるもの				
	ナショナル・ミニマムを確保するために必要なもの				
	社会保障を目的として供給されるもの				
	住民自治を促進するもの				
経済社会の活性化につながるもの					
2 需 要 性	活動の指標	実 績		高い(増加傾向) 低い(減少傾向) 標準(横ばい) [判断理由]	
		実績	対前年比		
	施設の利用者数(年間)	名	%		
	施設稼働率	%	%		
	利用対象者数	名	%		
その他() 建設当時との比較					
3 経 済 性 ・ 効 率 性	維持管理費	千円	%	高い 低い 標準 [判断理由]	
	利用者一人当たりの維持管理費(/ 2 の)	千円	%		
	同等機能を有する他の施設との比較	施設名			
		実 績			
4 効 果 性	設置目的を表す指標	目 標	実 績	高い 低い 標準 [判断理由]	
	代替する指標 ()				

項目	判断基準	個別判断	判断結果・判断理由
5 受益と負担の公正性	受益者が特定することができるサービス		高い(均衡・必要性がない) 低い(不均衡) [判断理由]
	a 個人により利用量・頻度が異なるサービス		
	b 恒常的に必要とならないサービス		
	c 質の管理が必要なサービス		
	d 受益者が選択できるサービス		
	e 事業活動に給するサービス		
	f 上記のa～eの基準に適合しない場合		
	受益者を特定することが困難なサービス		判断結果が低い場合 [負担額の見直し] 実施予定あり (年度実施) 実施予定なし [実施しない理由]
	受益者負担の積算	金額	
	人件費	千円	
	維持管理経費	千円	
	実費	千円	
	その他()	千円	
	a 合計(+ + +)	千円	
b 受益者数			
c 現在の負担額	千円		
d 適切と思われる負担額 (a / b)	千円		
6 公平性	判断基準	個別判断	高い(均衡) 低い(不均衡) 標準(妥当) [判断理由]
	区域単位で設置されている施設		
	a 施設配置の基準(面積)		
	b 施設配置の基準(対象人口)		
	c その他()		
	[根拠を数値化]	根拠内容	
	・基準数値名		
	・施設の現状値		
[根拠を数値化できない場合]			
特定区域を対象としない施設			
7 代替性	判断基準	個別判断	高い(ある) 低い(ない) [判断理由]
	類似サービスを提供する民間施設の有無	(あり・なし)	
	他の公的施設で代替が可能かどうか	(可・不可)	
	[代替施設名]		
[手法]			

項目	判断基準		判断結果・判断理由
8 計画との整合性	計画名	個別判断	高い(ある) 低い(ない) [判断理由]
	総合計画での位置づけ	(あり・なし)	
	政策名()		
	施策名()		
	部門計画での位置づけ	(あり・なし)	
	内容()		
9 適法性	判断基準	個別判断	高い(ある) 低い(ない) [判断理由]
	法律等に公的関与の規定の有無	(あり・なし)	
	根拠法令名()		
	根拠条例名()		
	見直した場合の法的課題の有無 [内容]	(あり・なし)	
10 財源度	財源の有無	(あり・なし)	高い(ある) 低い(ない) [判断理由]
	建設費に対する財源内訳		
	建設費 [百万円]		
	国費 [百万円 (負担割合 %)]		
	府費 [百万円 (負担割合 %)]		
	起債 [百万円 (負担割合 %)]		
	一般財源 [百万円 (負担割合 %)]		
その他() [百万円 (負担割合 %)]			

3 総合判断

見直しの必要性	(あり・なし)	
[判断理由]		
見直し手法 a 廃止 b 民営化 c 統合・整理 () d 管理運営手法の変更 () e 機能変更 () f 新設		
具体的な見直しの方法		
見直し目標		
a 目標とする事項	b 達成された状態(どのような状態を目指すのか具体的に記入する。)	c 左記の評価 ()
•		(達成・不十分・未実施)
•		(達成・不十分・未実施)
•		(達成・不十分・未実施)
•		(達成・不十分・未実施)

「c 左記の評価」については、次年度に評価をし、記載していただきます。

[企画調整部記載欄]